

『平成26年度税制改正概要(3) 消費税関係』

平成26年度税制改正における消費課税関連では、簡易課税制度のみなし仕入率見直しが注目される。簡易課税の適用により、一部の業種において生じている益税問題を是正するのが目的。平成27年4月1日以後に開始する課税期間から、金融業と保険業では第5種事業として50%に、不動産業では第6種(新設)として40%に引き下げられることとなった。過大となっていた控除が実態に即した額に近づけられ、本則課税のほうが有利になる場合も生じてくると予想される。

消費税増税に際しては、自動車取得税の軽減措置が取られる。平成22年度燃費基準を満たしていれば、自家用自動車では5%から3%へ、営業用自動車及び軽自動車では3%から2%へと引き下げられる。さらに自動車取得税は、平成27年10月とされる消費税の10%引き上げ時には廃止を予定。また、エコカー減税の適用を受けた自動車に対しては、最初の継続審査の際の自動車重量税を免除する措置が取られ、現行の半減から大幅な拡充となった。一方で軽自動車税では、平成27年度以降の新規取得車について自家用で1.5倍、営業用・貨物用で1.25倍に引き上げるほか、新規検査から13年を経過した車体には約20%の重課を行うこととなっている。

『消費税の円滑かつ適正な転嫁 業界団体に改めて要請—中企庁』

経済産業省は、平成25年11月に公正取引委員会と合同で行った消費税の転嫁拒否に関する調査結果を踏まえ、**建設業、製造業、卸売業・小売業に属する業界団体(計575団体)に対して、平成26年1月17日付で消費税の円滑かつ適正な転嫁を改めて文書で要請した。**平成26年4月の消費税率引上げに際し、消費税の転嫁拒否を未然防止するため、平成25年11月に15万事業者を対象に消費税の転嫁拒否に関する調査を実施した結果を受けて、取引先に対して既に関したたき等を行っているか、今後行う可能性があると思われる事業者等に向け、改めて文書で要請するもの。内容としては、○既に取引先に対して買いたたき等を行っている可能性がある事業者に対しては、迅速に立入検査を行う。検査後さらに裏付け調査を行った結果、法律違反の事実が明らかになった場合には、買いたたき等の違反行為を含まない契約への変更等の指導を行う。特に、重大な違反と判断された事業者については、当省から公正取引委員会に対し、違反行為の是正を勧告することを求めると同時に、その事業者名を公表する。○各省と連携して、新聞広告・テレビ・ポスター・パンフレットなど、あらゆる媒体を活用し、事業者や消費税を御負担いただく消費者への広報活動を集中的に実施する。

